

平成 13 年 3 月 30 日 制 定 (国空機第 369 号)
平成 14 年 3 月 29 日 全面改訂 (国空機第 1332 号)

サーキュラー

国土交通省 航空局
技術部 航空機安全課長

試験飛行等の許可について

1 目的

このサーキュラーは航空法（以下「法」という。）第 11 条第 1 項ただし書の規定並びにこれを準用する法第 11 条第 3 項、第 16 条第 3 項及び第 19 条第 2 項の規定に基づく試験飛行等の許可について、その適用の範囲、申請及び許可等に関する所要事項を規定し、取扱いの便を図るためのものである。

2 適用範囲

法第 11 条第 1 項ただし書の規定並びにこれを準用する法第 11 条第 3 項、第 16 条第 3 項及び第 19 条第 2 項の規定に基づき許可する試験飛行とは、耐空証明を有しない航空機又は一時的にその効力が停止されている航空機等について飛行を許可するもので、例えば次のようなものを対象とする。

(1) 製造業者、研究機関等が航空機又はその装備等の研究、開発のために行う飛行

注) 型式証明検査又は修理改造検査の申請が受理されていても、申請者による、自主的、かつ、試験的な飛行を長時間実施しなければ当該航空機を受検する最終的な形態が決定できないような場合も本項に該当する。

(2) 整備（修復の作業が大修理となる場合、騒音に多大な影響を及ぼす修理となる場合又は発動機の排出物に多大な影響を及ぼす修理となる場合）又は改造のためのその実施基地までの飛行

(3) 輸出入のための空輸

(4) 指定された運用限界(X 類を含む)を超えて行う飛行

注) 発動機不作動でのフェリー飛行等の該当する耐空証明の範囲外の特殊運航も本項に該当する。

(5) 外国航空機の一時的な国内使用に係る飛行

(6) 外国航空機の(5)以外の国内使用の場合であって、耐空証明の取得が困難な航空機の飛行

(7) 米国政府の発行した EXPERIMENTAL CATEGORY の耐空証明を有する航空機の飛行

(8) 防衛庁納入予定航空機の飛行

注) 自作航空機に係る試験飛行等の許可についてはサーキュラーNo.1-006 に、超軽量動力機及びジャイロプレーンに係る試験飛行等の許可については、サーキュラーNo.1-007 にそれぞれ規定しているので、当該飛行許可に係る取扱いについては対応するサーキュラーに従うこと。

3 試験飛行等許可の申請

航空法施行規則第 16 条の 17 で規定する申請書の記載事項及び記載上の注意事項については、次のとおりである。

なお、緊急を要するものを除き、飛行計画は余裕をもって立案し、その飛行開始予定期日の 3 日前までに申請書を国土交通省航空局技術部航空機安全課機体系又は地方航空局保安部航空機検査官室宛てに提出すること。提出先については付録 1 による。

3-1 申請者の住所氏名

3-2 航空機の種類、型式、製造者、製造番号、国籍記号及び登録記号

3-3 飛行計画の概要

3-3-1 飛行の目的

3-3-2 飛行日時 飛行日時が天候等に影響され具体的に設定できないときは実施を予定する一定の時期、又は、ある一定の期間を継続して行いたい場合にはその期間

3-3-3 飛行経路及び経由地 特定の地域又は場所で飛行する場合にあってはその地域又は場所、必要な場合には地図上の具体的な位置を示す資料の添付

試験飛行の空域が広範囲に及ぶ場合は代替飛行場及び非常着陸地点の設定を行うこと。

3-4 操縦者の氏名資格

3-4-1 操縦に係る技能証明の資格、番号及び付されている限定事項

3-4-2 通信士、航空士又は航空機関士の資格を有する者にあってはその資格、番号及び付されている限定事項並びに当該航空機又は当該型式航空機における経験

3-4-3 3-4-1 及び 3-4-2 については申請の飛行内容を考慮した必要最低人員、必要があれば代替要員

3-5 同乗者の氏名及び同乗の目的 同乗者は申請する試験飛行等の目的に関係あるもののみとする。

3-6 法第 11 条第 3 項において準用する同条第 1 項ただし書の許可を受けようとする者にあつては、指定された用途又は運用限界の範囲を超えることとなる事項の内容

3-7 法第 16 条第 3 項又は法第 19 条第 2 項において準用する法第 11 条第 1 項ただし書の許可を受けようとする者にあつては、当該許可に係る修理又は整備の内容

3-8 その他参考となる事項

申請する試験飛行等の内容により必要に応じて提出又は提示するもので、例として次のようなものがある。

(1) 当該機の安全性に関する技術上の基準及びそれとの合致を証明する資料

防衛庁納入予定国産機にあっては防衛庁の技術審査主任、監督官又は検査官の証明「航空機の安全に関する証明書」とする。輸入機にあっては 3-8(5)による。

- (2) 国籍記号及び登録記号のない航空機にあっては航空機を特定するための十分な資料(三面図又は寸法を入れた三面写真等)
- (3) 申請者が安全な飛行のため必要と考える運用上の制限及び操作
- (4) 航空従事者の安全(保護)並びに地上の人又は物件に対する措置
- (5) 当該輸出国の発行した飛行許可書
- (6) 増槽の装備等耐空証明をうけた形態と異なる状況で飛行する場合にはその図面及び装備の概要
- (7) 航空機の設計の概要(特徴、動力装置、性能、主要構造、各種系統など)
- (8) 航空機の整備の概要、航空機の経歴、使用実績、当該申請と類似の試験飛行を行ったことがあればその概要又は耐空証明の取得の有無とその概要
- (9) 航空法上必要な他の要件及び関連法上の要件に対する手続事項の概要(例えば航空法第28条第3項の許可、電波法第4条の無線局の免許)
- (10) 防衛庁訓練空域等の使用に対する調整
- (11) 当該飛行が安全であることを示すその他の資料

4 申請の審査及び許可条件

- 4-1 試験飛行等の許可申請があった場合、書類又は実機の検査によって飛行の安全性、予想される騒音又は発動機の排出物について審査し、許可にあたっては必要に応じて許可条件を設定したうえで飛行が許可される。飛行の許可は飛行許可書を交付するか又は奥書許可をすることにより行う。
- 4-2 実際の審査にあたってはフェリー飛行の場合は付録2、外国機のデモフライトの場合は付録3を適用する。
- 4-3 許可の条件の例としては、次のようなものが考えられる。
 - (1) 飛行は、昼間有視界飛行に限る。
 - (2) 人口密集地域の上空、ふくそうした航空路及び発着機数の多い空港の周辺を避けること。
 - (3) 増槽の装備は 社図番 によること。
 - (4) モデレート又はシビア・タービュランスを避けること。
 - (5) 航空機の運用にあたっては、別紙の運用上の制限及び操作手順に従うこと。
 - (6) 運用上の制限は、別紙に記した制限以外は JA 用飛行規程によること。
 - (7) 本許可書は、国際飛行の場合には搭載すること。
 - (8) 試験飛行終了後は、その旨国土交通大臣(又は地方航空局長)に報告すること。

5 飛行許可上の注意事項

- 5-1 飛行許可書は「TCF-012A-1~4」による。
- 5-2 飛行許可書の発行番号は本省、地方航空局毎に定める。
- 5-3 国際空輸の場合で当該航空機の耐空性の一部がICAO付属書第8の基準に合致しない事項があるとき、又は騒音又は発動機の排出物がICAO付属書第16の基準に合致しないときは、備考欄に当該事項について記載する。
- 5-4 代替要員の申請があった場合は、正規要員と区別して記載する。

6 飛行終了後の取扱い

耐空証明を有している航空機が特殊な装備を装着するか又は指定された運用限界を超えて飛行するために法第 11 条第 3 項において準用する同条第 1 項ただし書の飛行許可を受けて試験飛行等を実施した場合、試験飛行等を行う前の状況に戻すための作業が小修理と認められる場合を除き、飛行終了後再び航空の用に供するためには耐空証明を再取得しなければならない。

付録

1. 付録 1 「申請の提出先について」
1. 付録 2 「フェリー飛行の許可に関する検査の一般方針について」
2. 付録 3 「デモフライトを行う外国国籍民間航空機の耐空性の取扱い」

7 附則（平成 14 年 3 月 29 日）

7-1 本サーキュラーは、平成 14 年 4 月 1 日から発効する。なお、平成 14 年 9 月 30 日までは従前のサーキュラー No.1-005 に従ってもよい。

本サーキュラーに関する質問・意見等（制度等に関するもの）については、下記のいずれかに問い合わせること。

- ・国土交通省 航空局 技術部 航空機安全課 機体系
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
電話番号 03-5253-8111（内線 50217）
FAX 03-5253-1661
- ・国土交通省 東京航空局 保安部 航空機検査官室 航空法第 11 条担当官
〒102-0074 東京都千代田九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎
電話番号 03-5275-9292（代表）
FAX 03-5216-5571
- ・国土交通省 大阪航空局 保安部 航空機検査官室 航空法第 11 条担当官
〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館
電話番号 06-6949-6211（代表）
FAX 06-6949-6220

7-2 本サーキュラーの適用前に行われた試験飛行等の許可は、その許可期限内において本サーキュラー適用後も引き続き有効である。

(注1)			
許 可 書			
第 号			
(申請者) 殿			
<p>年 月 日付け 第 号で申請のあった耐空証明を受けずに行う飛行については、航空法第11条第1項ただし書の規定により、下記のとおり許可する。</p>			
航 空 機	種 類		国籍記号及び 登録記号
	型 式		製 造 番 号
	所 有 者 住所・氏名		
飛 行 経 路		飛 行 の 目 的	
経 由 地		飛 行 日 時	
操 縦 者 氏 名 ・ 資 格			
同 乗 者 氏 名 同 乗 の 目 的			
許 可 の 条 件		(上記及び本欄で指定された事項以外は、裏面に記載された事項を遵守すること。)	
備 考			
年 月 日			
(注2)			
国 土 交 通 大 臣			印

(注1) 起案番号

(注2) 地方航空局発行の場合は地方航空局長となる。

1. 本許可に基づく飛行中は、本許可書又はその写しを航空機内に備えること。
A copy of this permit should be displayed in the aircraft at all times when operating under the terms of this permit.
2. 登録国により指定された国籍記号及び登録記号を、登録国の要件に従って機体に表示すること。
The identification marks assigned to the aircraft by the State of Registry should be displayed on the aircraft in conformity with the requirements of that State.
3. 有償で旅客又は貨物を輸送してはならない。
Persons or property should not be carried for compensation or hire.
4. 飛行の目的達成のために必須であって、本許可の内容及び当該航空機の耐空性の現状を理解している人員以外は搭乗してはならない。
No person should be carried in the aircraft unless that person is essential to the purpose of the flight and has been advised of the contents of the authorization and the airworthiness status of the aircraft.
5. 航空機の登録国が発行するか又は有効と認めた適当な証書又は資格を有する乗務員以外は、当該航空機を操縦してはならない。
The aircraft should be operated only by crew holding appropriate certificates or licenses issued or validated by the State of Registry.
6. 飛行経路に係る全ての国の運航規則に従うこと。
All flights should be conducted in accordance with the applicable general operating rules of the States in or over which the operations are conducted.
7. 航空交通が混雑している空域及び飛行により人又は物件へ危害を及ぼすおそれのある地域を避けて飛行すること。
All flights should be conducted so as to avoid areas having heavy traffic or any other areas where flights might create hazardous exposure to persons or property.
8. 飛行規程に記載された運用限界及び特定の飛行について登録国が特に定めた運用限界の範囲を超えて飛行してはならない。
All flights should be conducted within the performance operating limitations prescribed in the Aircraft Flight Manual and those additional limitations specified by the State of Registry for the particular flight.
9. 「飛行日時」欄に記載された期間以外の時期に、本許可書に基づいて飛行してはならない。
All flights should be conducted prior to the expiry date of the authorization.
10. 他国領域内の飛行については、別途当該国の許可が必要である。
This flight permit does not constitute an authorization to fly over or into the territory of any foreign country without the permission of each respective country.

(注1) 第 号			
許 可 書 第 号			
(申請者) 殿			
年 月 日付け 第 号で申請のあった耐空証明において指定された用途又は運用限界を超えて行う飛行については、航空法第11条第3項において準用する同法第11条第1項ただし書の規定により、下記のとおり許可する。			
航 空 機	種 類		国籍記号及び 登録記号
	型 式		製 造 番 号
	所 有 者 住所・氏名		
飛 行 経 路			飛行の目的
経 由 地			飛 行 日 時
操 縦 者 氏 名 ・ 資 格			
同 乗 者 氏 名 同 乗 の 目 的			
許 可 の 条 件		(上記及び本欄で指定された事項以外は、裏面に記載された事項を遵守すること。)	
備 考			
年 月 日			
(注2)			
国 土 交 通 大 臣			印

(注1) 起案番号

(注2) 地方航空局発行の場合は地方航空局長となる。

(注1) 第 号			
許 可 書 第 号			
(申請者) 殿			
年 月 日付け 第 号で申請のあった修理改造検査を受けずに行う飛行については、航空法第16条第3項において準用する同法第11条第1項ただし書の規定により、下記のとおり許可する。			
航 空 機	種 類		国籍記号及び 登録記号
	型 式		製 造 番 号
	所 有 者 住所・氏名		
飛 行 経 路			飛行の目的
経 由 地			飛 行 日 時
操 縦 者 氏 名 ・ 資 格			
同 乗 者 氏 名 同 乗 の 目 的			
許 可 の 条 件		(上記及び本欄で指定された事項以外は、裏面に記載された事項を遵守すること。)	
備 考			
年 月 日			
(注2)			
国 土 交 通 大 臣			印

(注1) 起案番号

(注2) 地方航空局発行の場合は地方航空局長となる。

(注1) 第 号			
許 可 書 第 号			
(申請者) 殿			
年 月 日付け 第 号で申請のあった有資格整備士の確認を受けずに行う飛行については、航空法第19条第2項において準用する同法第11条第1項ただし書の規定により、下記のとおり許可する。			
航 空 機	種 類		国籍記号及び 登録記号
	型 式		製 造 番 号
	所 有 者 住所・氏名		
飛 行 経 路			飛行の目的
経 由 地			飛 行 日 時
操 縦 者 氏 名 ・ 資 格			
同 乗 者 氏 名 同 乗 の 目 的			
許 可 の 条 件		(上記及び本欄で指定された事項以外は、裏面に記載された事項を遵守すること。)	
備 考			
年 月 日 (注2) 国 土 交 通 大 臣 印			

(注1) 起案番号

(注2) 地方航空局発行の場合は地方航空局長となる。

申請の提出先について

1-005 (10)

航空法第11条第1項ただし書の許可								
航空法第11条第3項において準用する同法第11条第1項ただし書の許可								
		国内使用（注2）			海外から日本 （及びそれに 接続する国内 の飛行）	日本から海外 （国内の飛行 及びそれに接 続する）	海外から日本 再び海外	海外から海外
		同一地方局内の場合		使用空港が複数の 地方局にまたがる 場合				
		同一空港で の離着陸	複数の空港 での離着陸					
日 本 の 航 空 機	特定本邦航空 運送事業者の 行う航空運送 事業の用に供 する航空機	本省	本省	本省	本省	本省	本省	本省
	上記以外	管轄地方局	管轄地方局	最初の離陸空港 管轄地方局	本省	本省	本省	本省
外国の航空機		管轄地方局	本省	本省	本省	本省	本省	- - -
航空法第16条第3項において準用する同法第11条第1項ただし書の許可								
航空法第19条第2項において準用する同法第11条第1項ただし書の許可								
日本の耐空証明保 有機		管轄地方局	管轄地方局	最初の離陸空港 管轄地方局	本省	本省	本省	本省

（注1）特定本邦航空運送事業者の事業機のフェリー飛行も含む。

（注2）日本の航空機の国内使用であって航行が接続している場合、当初の離陸地の管轄地方局が接続する航行全てについて許可を行う。

フェリー飛行の許可に関する検査の一般方針について

フェリー飛行に関する耐空性及び運航の安全性の検査については、航空法上専門の規定がなく、従来その取扱いに統一がとれていなかったため、このサーキュラーによりフェリー飛行の許可に関する検査の一般方針を次のとおり定める。

1 一般

1.1 日本国籍で外国へフェリー飛行する場合

耐空証明取得済の航空機に対し、フェリー飛行のため臨時装備品を取付けたり又は運用限界を変更することは航空法施行規則第 24 条にいう「大修理」とみなす。従って、この場合には、航空法第 16 条の修理改造検査の申請に基づき、本サーキュラーに従って処理するものとする。

ただし、フェリー飛行のための臨時装備品の取外し、並びに当該機において過去に修理改造検査に合格したことがある装備品の取付け及び運用限界の変更は航空法施行規則第 24 条にいう「小修理」とみなすことができる。

1.2 外国籍で国内使用し、引き続き外国へフェリー飛行する場合

航空法第 127 条(外国航空機の国内使用)ただし書の許可によって処理される。この場合、フェリー飛行許可に関し当該政府の官検が行われれば、わが国の官検は省略することができる。当該国政府の官検が行われない場合であって、フェリー飛行のため臨時装備品を取付けたり、又は運用限界を変更する場合は航空法第 127 条ただし書の許可の際に、わが国の航空機検査官による耐空性の確認を受けるよう条件を付すものとし、本サーキュラーを準用する。ただし、この場合には本サーキュラーの 2 及び 3 項は他に適当と認められる方法があれば適用しなくてもよい。

2 フェリー飛行用飛行規程

2.1 申請者は申請時に次に掲げる事項を記載したフェリー飛行用飛行規程 (英文)2 部を提出するものとする。

- (1) 航空機の概要
- (2) 飛行の概要
- (3) 国際民間航空条約第 8 付属書に適合しない事項
- (4) フェリー飛行の安全のために必要な運用限界及び制限事項であって、基本飛行規程に記載される限界以外の限界及びこれを変更すべき限界
- (5) 臨時装備品の取扱い方法、取付け方法及び検査手順
- (6) 標準装備に復元する方法及び検査手順
- (7) フェリー飛行時の重量・重心計算書
- (8) その他の参考事項

- 2-2 航空機検査官はフェリー飛行用飛行規程を審査の上、承認印及び承認日付を記入し、申請者に1部返却する。この飛行規程は、当該フェリー飛行時、航空機に備え付けなければならない。

3 航空日誌の記入

検査に合格した場合、航空機検査官は次に掲げる事項を航空日誌に記入する。

- (1) TCL-38B-93「航空日誌の記入要領(耐空検査員の検査、修理改造認定工場の確認、プールの搭載)」に準じ、「修理改造検査合格(修理改造検査の概要)」及び署名
(2) 次に掲げる英文

「This aircraft complies with the International Airworthiness Standards of Annex 8 to the Convention on International Civil Aviation except for the items listed on the Flight Manual for Ferry Flight.

It is certified that this aircraft has been inspected as required by Civil Aeronautics Law and Regulations of Japan and found to be airworthy for the ferry flight intended」

4 追加運用限界その他の制限事項

フェリー飛行用飛行規程の(4)項に記載すべき制限事項の例を次に掲げる

- a. 超過重量での離陸は〇〇〇の滑走路から〇〇〇の気象条件下で行うこと。
(Take-off in the overweight condition shall be made from runway or under Specified meteorological conditions)
- b. 飛行経路は障害物のない海上又は水上或は人家の密集していない地上とすること。
(The route of flight shall be over open water, sparsely-inhabited or uninhabited terrain.)
- c. 臨時燃料タンク内の最大搭載燃料量は ガロンを超えないこと。
(Max. quantity of fuel Carried in temporary tanks must not exceed gallons.)
- d. 飛行目的に必要な搭乗者以外の人又は貨物を搭載しないこと。(The carriage of cargo or persons other than the crew members necessary for the purpose of the flight is prohibited.)
- e. 曲技飛行を禁止する。(Acrobatics are prohibited.)
- f. 臨時燃料タンクを取付けた室では禁煙すること。(Smoking is prohibited in personnel compartments where temporary fuel tanks are installed.)
- g. 超過重量状態では自動操縦装置を使用しないこと。(Use of autopilot while in overweight condition is prohibited.)
- h. 超過重量着陸を行ったとき又は超過重量状態で中程度又は過酷な乱気流に遭遇した場合には、着陸後、損傷がないか航空機を検査しなければならない。また、実施した検査内容及び検査結果を航空日誌に記入しなければならない。

機長は、次の飛行前に航空機の耐空性が損なわれていないことを確認しなければなら

ない。(When an overweight landing is made or the aircraft has been flown through moderate or severe turbulence while in overweight condition, the aircraft must be inspected for damage after landing.)

The inspections performed and the findings must be entered in the aircraft log. The pilot must determine, before the next take-off, that the aircraft is airworthy.)

- i. 機長は、離陸許可をうける前に管制塔に対し、超過重量であること、特定の滑走路又は特定の気象条件で飛行するよう条件が付されていることを知らせること。(Prior to requesting clearance to takeoff position, the pilot in command must advise the tower of the overweight condition and of any limitations with respect to a specific runway or prescribed meteorological conditions.)

5 フェリー飛行許可に関する検査基準

5.1 フェリー・タンク等の臨時装備を支える支持構造は、次に掲げる荷重倍数に耐え得る

	T 類航空機 (g)	T 類以外の航空機 (g)
下 方	2.5	3.2
前 方	2.0	2.0
後 方	1.0	1.0
側 方	1.0	1.0
上 方	1.0	1.0

ことを証明しなければならない。強度の証明にあたっては、1.5 の安全係数を用いなければならない。

5.2 臨時燃料系統を備える場合は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- a. 燃料タンクは、タンク容積の 2% 以上の余積を有しなければならない。ただし、タンクのガス抜きから燃料が漏れても、すべての予想飛行状態及び地上状態に於て、機体に燃料がふりかからない場合は、この限りでない。
- b. 燃料タンクのガス抜きは、水が蓄積するおそれのあるような低い箇所を有してはならない。また、泥は着水によって閉塞されないように設計しなければならない。
- c. サンプ及び目の開き 1.4~2.8mm(8~16 メッシュ / in) のタンク出口ろ過網を備えなければならない。サンプ容積が不足する場合には、サンプ・ドレンを備えなければならない。
- d. タンクは、破損又は過度の変形を生ずることなく、少なくとも 0.245kg/cm^2 (3.5lb/in^2) の内圧に耐えるものでなければならない。可撓タンクにあっては、試験中、損傷又は過度な変形を生じることなくタンク内圧試験に合格するものでなければならない。与圧機に取付けられる場合は、与圧が抜けた場合を考慮した圧力でタンクを試験に供するか、又は非与圧飛行のみを許可する旨の掲示板を備えなければならない。

タンクは、高い局所的な応力がタンク表面や取付け構造上にかからないように取付け及び支持しなければならない。また、適当なこすれ防止法及びボンディングを講じな

ければならない。

- e. すべての配管及びフィッティング類は航空用として認められた良質のものでなければならない。

2個以上の臨時タンクを備える場合は、各タンクから別個に燃料を供給する方法を講じなければならない。

- f. 燃料タンクは機外へ通気しなければならない。

また、火災、爆発及び毒性の危険をさけるため、タンクが配置されている室には適当な通気方法を講じなければならない。タンク近くに電気装備品が配置されている場合には、特に注意しなければならない。

- g. すべての燃料弁には、関連タンクの番号及び所定の燃料供給方法を示す標示をしなければならない。各臨時燃料タンクには、これらのタンクを主燃料系統から切りはなすための燃料閉止弁を備えなければならない。

また、これらの弁は操縦者が近接し易い場所に配置しなければならない。

- h. 飛行前にタンク内の燃料量を決定する方法を講じなければならない。タンクには、その容量及び燃料の必要最低等級を標示しなければならない。燃料補給には3in長さのフィルター・ネックを取り付けるのが望ましい。いかなる場合も、補給時に機内に燃料がこぼれないような方法を講じなければならない。

- i. 民間機用として型式証明又は型式承認されたことのない外部燃料タンクの装備については、耐空性について十分検討しなければならない。

- j. 取付けた状態で臨時燃料系統が適正に機能を遂行することを証明しなければならない。

- k. 各発動機の滑油量は、フェリー飛行に十分であり、フェリー飛行用の全量を消費した後も、冷却及び系統循環用に十分な量の滑油が残るものでなければならない。

この要件を満足させるための必要滑油量を決定する場合には、原則として、最低 25 時間以内の各発動機の実際の滑油消費率又は発動機製造者が定める平均滑油消費率を用いるものとする。

- l. 余分の滑油が必要であるために追加される滑油タンクは、フェリー用燃料タンクを取付け要件及び試験要件に適合しなければならない。ただし、滑油タンクの試験圧力は 0.35kg/cm^2 (5lb/in^2) とする。

追加滑油タンクから本来の滑油タンク又はサンプへ滑油を移送するような配列にあっては、発動機用の滑油が、飛行中、発動機の安全運転に必要なと発動機製造者が定めた量以下に減らないよう、適当な方法を講じなければならない。

また、飛行中、本来の滑油タンク又はサンプへ過量の滑油が移送されることのないよう、適当な方法を講じなければならない。

- m. 気化器又は噴射装置の燃料リターンを必要とする発動機にあっては、臨時燃料系統に対し適当なリターンの方法を講じておかななければならない

- 5.3 フェリー飛行のために必要な上記以外の臨時装備品(例えば、特別の航法・通信機器)に対しても、同等の考慮を払わなければならない。特に、フェリー飛行に対しては適切な航法・通信機器を搭載しなければならない。

長時間の海上飛行を行う場合には、HF 通信機を搭載しなければならない。

5.4 最大離陸重量を 10%以上超過する重量で飛行を行う場合には、航空機の性能上及び飛行特性上、安全性に対し十分な余裕があることを証明しなければならない。

許容重心・位置限界をこえる運航を行う場合には、航空機製造者が耐空性に関する技術的検討を行うと共に、申請者が飛行試験によって耐空性を証明しなければならない。

この場合に於て、超過重量時の推定パワー・オフ失速速度〔 V_{SI} (新)〕及び推定離陸又はリフト・オフ速度を次式によって求め、これらの値を計器板上の、操縦者のよく見える箇所に標示しなければならない。

$$V_{SI}(\text{新}) = V_{SI} \sqrt{\frac{W_2}{W_1}}$$

推定離陸又はリフト・オフ速度 = $1.1 \times V_{SI}(\text{新})$

ここで、 W_1 = 最大離陸重量、 W_2 = 超過重量とする。

デモフライトを行う外国国籍民間航空機の耐空性の取扱い

区 分		耐空性関連航空法条項	関連業務
I C A O 締 約 国 の 航 空 機	ICAO条約第8付属書の標準に合致する耐空証明書を有する場合 1)航空路を航行して来る場合	法第127条ただし書(国内使用の許可) 第131条(耐空証明書等の読み替え)	(要すれば耐空証明書の確認)
	同上 2)航空路以外から入国する場合(船積等)	法第127条ただし書 法第11条第1項ただし書(航空の用に供する許可)	耐空証明書及び実機確認
	ICAO条約第8付属書の標準に合致する耐空証明書を有しない場合	法第127条ただし書 法第11条第1項ただし書	1. 本文第3項の申請書類のうち安全性に関連するものの審査 2. 実機確認 3. 必要な許可条件の設定
上記以外の航空機		法第127条ただし書 法第11条第1項ただし書	1. 本文第3項の申請書類のうち安全性に関連するものの審査 2. 実機確認 3. 必要な許可条件の設定